	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
措置	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2　1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

四十六	
分野	運輸業
小分野	鉄道業
産業分類	ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業 ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4　鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

四十七	
分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4　一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

四十八	
分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三一二　一般乗用旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三三　一般貸切旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四一　一般貨物自動車運送業

	ＪＳＩＣ　四四二　特定貨物自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四三　貨物軽自動車運送業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2　一般乗用旅客自動車運送事業に関しては、国土交通大臣は、「特定地域」及び「地域」として指定した地域において、「特定地域」又は「地域」以外の地域であって当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章に規定する特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章 3　一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に関しては、国土交通大臣は、自らが「緊急調整地域」又は「特定地域」として指定した地域において、これらの運送事業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送事業の計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に対して著しく過剰となっている場合に行われる。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の供給輸送力がこれらの事業に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章

四十九	
分野	運輸業
小分野	運輸に付随するサービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条）
概要	サービスの貿易 自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章

五十	
分野	運輸業
小分野	運輸に付随するサービス業
産業分類	
政府の段階	中央政府 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
義務の種類	サービスの貿易 1　日本国の国民のみが、日本国において水先人になることができる。 2　同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
概要	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
措置	

五十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条）